

「令和8年度観光地域ごとの過ごし方と宿を核とした宿泊誘客プロモーション業務」

業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1 適用

本要項は、令和8年度観光地域ごとの過ごし方と宿を核とした宿泊誘客プロモーション業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 名称

令和8年度観光地域ごとの過ごし方と宿を核とした宿泊誘客プロモーション業務

(2) 委託事業の内容

県内全域を対象として、観光地域ごとの魅力に応じた滞在中の過ごし方をフックとする宿泊誘客プロモーションを県内の宿泊事業者及び宿泊等の予約サイトと連携して行う。

- ① 宿泊等の予約サイトにおける特設ページの開設・運営
- ② 宿泊プランの造成
- ③ 宿泊誘客プロモーションの実施

※詳細は別紙「令和8年度観光地域ごとの過ごし方と宿を核とした宿泊誘客プロモーション業務」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

(3) 業務委託の期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(4) 委託上限金額

14,960,000円（消費税及び地方消費税に相当する額(10%)を含む。）

(5) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

奈良県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

3 参加資格等

(1) 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業もしくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。単独企業で参加する場合は、次の①から③のすべての要件を満たしている者であること。また、共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が次の①から②の要件を満たすとともに、代表企業を含む構成企業のいずれかが③の要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。

- ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していないこと。
- ⑩ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録をしているものであること（ただし、企画提案書提出時点において登録申請中であれば可とする）。
- ⑬ この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、国、地方公共団体又はそれらに準ずる機関（構成団体に地方公共団体が含まれる協議会、観光協会、DMO）から受注・履行した、同種業務（※）の元請実績があること。
 ※同種業務：地域の食や体験をテーマとした誘客プロモーション及び商品造成業務 又は
 地域の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション及び商品造成業務

(2) 共同企業体の参加について

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ② 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 上記3（1）に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ⑤ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を、それぞれに定める期限までに提出すること。

5 公募型プロポーザル募集要項等の交付場所、交付期間等

(1) 交付期間

令和8年6月3日(水)から6月18日(木)まで
各日とも午前9時から午後5時00分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(2) 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎4階
奈良県 観光局 地域観光課 観光地域づくり推進係
※募集要項等は、「奈良県観光局 地域観光課ホームページ」で公開する。
(ホームページURL <https://www.pref.nara.lg.jp/n110/p061028.html>)
※郵送による配布は行わない。
※本件に係る説明会は実施しない。

(3) 交付資料

- ・募集要項
- ・業務委託仕様書
- ・提出様式(様式1～様式10、様式11～13(共同企業体で応募する場合))及び質問票(様式14)

6 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	<p>① 参加申込書【様式1】 ※共同企業体による参加の場合は、代表企業が提出すること</p> <p>② 事業者概要書【様式2】 ※業務案内(リーフレット等)を添付すること ※共同企業体による参加の場合は、構成する全ての団体について提出すること</p> <p>③ 同種業務受注実績【様式3】 ※過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間)に受注し、履行した同種業務の実績を記載すること。また、契約書の写し等を添付すること。 なお、共同企業体による参加の場合は、該当する構成企業について記載の上、代表企業が提出すること。 ※同種業務:地域の食や体験をテーマとした誘客プロモーション及び商品造成業務、又は地域の魅力を活用した宿泊誘客プロモーション及び商品造成業務</p> <p>(共同企業体で応募する場合)</p> <p>④ 共同企業体委任状【様式11】 ⑤ 共同企業体一覧【様式12】 ⑥ 共同企業体協定書【様式13】</p>
提出部数	1部
提出期限	令和8年6月18日(木)午後5時(必着)
提出方法	<p>持参又は郵送による。 持参の場合の受付は各日とも午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日、祝日を除く。) 郵送の場合は簡易書留郵便等、配達記録が確認できる方法によることとし、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。</p>
提出先	<p>奈良県 観光局 地域観光課 観光地域づくり推進係 住所: 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 電話: 0742-27-8553 FAX: 0742-27-3510</p>

その他	参加申込書を提出後、企画提案書を提出しないこととなった場合は、速やかに上記提出先の担当課へ連絡のうえ、令和8年6月25日（木）正午までに、参加辞退届（任意様式）を持参又は郵送により提出すること。
-----	---

7 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、【様式14】により電子メールで下記担当課へ送付すること。 ※電子メール送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。 ※口頭又は電話での問合せは受け付けない。 ※質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。
提出先	奈良県 観光局 地域観光課 観光地域づくり推進係 電子メールアドレス：kanko@office.pref.nara.lg.jp
質問票提出期限	令和8年6月18日（木）午後5時（必着）
質問への回答	質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県観光局 地域観光課ホームページ」上にて公開する。 この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。 なお、質問者名の公表及び個別の回答は行わない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。全20枚を限度とすること。

- ・【様式4】企画提案提出書
- ・【様式5】業務実施体制
- ・【様式6】業務のスケジュール及び個人情報保護等情報管理体制
- ・【様式7】宿泊等の予約サイトにおける特設ページの開設・運営
- ・【様式8】宿泊プランの造成
- ・【様式9】宿泊誘客プロモーションの実施
- ・【様式10】見積書

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

副本には、審査の過程で提案者を特定しうる情報（社名や一般的に広く認知されている提案者が提供するサービス名、代表者及び従事者氏名等）の記載は避けること。

(3) 提出期限

令和8年6月25日（木）正午（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合の受付は各日とも午前9時から午後5時までとする。（ただし6月25日（木）は午前9時から正午まで/土曜日、日曜日、祝日を除く。）

郵送の場合は必ず電話にて送付した旨を連絡すること。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。期限までに提出しなかったときは失格とする。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎4階
奈良県 観光局 地域観光課 観光地域づくり推進係

電話：0742-27-8553

(6) 書類作成上の留意点

【様式5関係】

- ・業務総括責任者、担当者、本業務実施体制を示すこと（指揮系統、役割、関係者間の情報共有手法等を示すこと）。

【様式7関係】

- ・宿泊等の予約サイトにおける特設ページの開設・運営については、県内の観光地域ごとの魅力に応じた滞在中の過ごし方やデスティネーション宿の例、特設ページのページレイアウト、デザインイメージ、予約ページまでの導線、及び特設ページの運営期間がわかるよう提案書に示すこと。
- ・連携する宿泊等の予約サイトの概要について、掲載されている奈良県の宿泊施設数を含めて提案書に示すこと。
- ・特設ページで実施するキャンペーンについて、県内各地域への宿泊予約につながる効果的な手法を提案すること。

【様式8関係】

- ・宿泊プランの造成について、「デスティネーション宿」として、特色ある食事や地域での体験などを提供する宿泊プランの造成につながるような県内宿泊施設へのアプローチ方法やプラン造成支援等の効果的な手法を提案すること。
- ・宿泊プランを造成予定の宿泊施設数等について、具体的な目標値を提案書に示すこと。
- ・宿泊プランの造成にあたっては、各宿泊施設の主体的な参画を図り、ターゲット層の設定及びエリア配分等を具体的に提案すること。

【様式9関係】

- ・宿泊誘客プロモーションの実施について、特設ページへの誘導及び宿泊予約につながる効果的な媒体及びプロモーションの手法を提案すること。
- ・提案するSNS広告等について、図表・イラスト・写真等を用いて簡単なイメージを示すこと。
- ・KPI設定・管理について、宿泊誘客における数値目標（業務期間中の宿泊プラン予約金額）と達成するための方策を具体的に示すこと。

【様式10関係】

- ・見積もりに当たっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。消費税及び地方消費税率は10%とする。
- ・委託上限額14,960千円を超えないこと。

(7) その他

- ・企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。
- ・提案は、各応募者1案とする。
- ・文字の標準サイズは、10ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ・様式5～10の企画提案書については、提案者が様式を任意で作成（A4片面（必要に応じA3折り込みも可）、縦横ともに可）して構わないが、必ず様式番号を提案書上に記載すること。
- ・書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

9 企画提案書の審査

<p>審査方法</p>	<p>提出された企画提案書等について、県が別途設置する審査員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。</p> <p>① 審査予定日：別に通知する日時（令和8年7月2日（木）頃を予定）</p> <p>② 場所：奈良市内の会議室で、別に通知する場所</p> <p>③ 時間：1提案者あたりの説明時間は35分を予定し、内訳は次のとおりとする。 プレゼンテーション：20分 質疑応答：15分</p> <p>④ 出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。</p> <p>⑤ その他： ・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。） ・天災又はやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時までに会場に到着できなかった場合には、失格となる。</p>
<p>審査内容</p>	<p>提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。 なお、評点の配分は別記の審査基準のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。</p> <p>・各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定する。 なお、提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定する。</p>
<p>審査結果</p>	<p>選定結果は、企画提案書を提出した事業者（共同企業体の場合は代表企業）に対して書面で通知する。</p>
<p>失格事項</p>	<p>提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3に示した参加資格要件が備わっていないとき。 ・参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき。 ・提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。 ・一つ以上の評価項目についての記載がなかったとき。 ・委託上限額を超える見積書が提出されたとき。 ・プレゼンテーションに不参加のとき。 ・その他不正な行為があったとき。

10 業務委託契約の締結について

- (1) 上記9により選定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。選定された者が正当な理由なく遅延した場合は選定を取り消すことがある。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において各審査員による合計点が、満点の6割以上であった場合に限る。
- (4) 本件は、電子契約も可とする。電子契約を希望する場合は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を参加申込書とあわせて提出すること。
- (5) 契約に当たっては、原則として県が指定する標準契約書を使用すること。

- (6) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

11 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が11（1）～（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

【参考】

企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
令和8年6月 3日（水）	公告
令和8年6月18日（木）	質問受け付け〆切
令和8年6月18日（木）	参加申込書提出期限
令和8年6月25日（木）	企画提案書提出〆切
令和8年7月 2日（木）※予定	審査会の開催（予定）